対応機器レンタルに関する利用規約

平成 27 年 7 月 1 日版

対応機器レンタルに関する利用規約

(規約の適用)

第1条　株式会社 U-NEXT(以下、「当社」といいます。)は、レンタル用対応機器(以下、「物件」といいます。)の貸与サービス(以下、「対応機器レンタルサービス」といいます。)に関する利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、これに基づき、対応機器レンタルサービスを提供します。当社と対応機器レンタルサービスの提供を受ける者との間に締結される契約(以下、「対応機器レンタル契約」といいます。)は、以下の条項によるものとします。

2. 対応機器レンタル契約の申込者は、対応機器レンタル契約の申し込みと同時にユーネクストサービスの申し込みを行うものとします。

(用語の定義)

第2条　本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約申込者	ユーネクストサービスの契約者で本規約に同意し、当社に対応機器レンタル契約の申し込みをする者
契約者	ユーネクストサービスの契約者で本規約に同意し、当社と対応機器レンタル契約を締結した者
物件	ユーネクストサービスおよび USEN　on フレッツサービスの対応機器(ユーネクストサービス利用規約第 3 条定義および USEN　on フレッツサービス利用規約第3条定義)であり、当社よりレンタルするもの
ユーネクストサービス	契約者に対し対応機器を介し、情報、コミュニケーション、ソフトウェア、映像、画像（写真を含みます。）、音楽、音声その他の情報を有料で提供するサービスの総称
USEN　on フレッツサービス	当社が定める通信回線を用いて提供する株式会社 USEN の個人用音楽放送サービスをいい、当社と契約を締結した場合にのみ視聴できる有料サービス

(規約の変更)

第3条　当社は、当社所定の方法で契約者に通知することにより、本規約を変更できるものとします。

（契約の申し込み）

第4条　対応機器レンタル契約の申し込みは、本規約を承諾の上、当社所定の方法により行うものとします。

(契約申し込みの承諾)

第5条　当社は、対応機器レンタル契約の申し込みを承諾するときは、当社所定の方法により契約申込者に通知します。

2. 当社は、次の各号の場合には、対応機器レンタル契約の申し込みを承諾しないことがあります。

（1）契約申込者が、対応機器レンタル契約申し込みの際に虚偽の事実を通知したことが判明したとき

（2）契約申込者が、対応機器レンタルサービスのレンタル料その他債務の支払いを現に怠り、または怠る恐れがあると当社が判断したとき

（3）その他対応機器レンタル契約の申し込みを承諾することが、技術上、または当社の業務の遂行上、支障があると当社が判断したとき

（対応機器レンタルサービス利用開始日）

第6条　当社は、物件を当社の費用で当社が指定する者によって契約者の指定する場所に送付するものとします。なお、契約者の指定した場所における、契約者以外の者による物件の受領も契約者の受領とみなします。

2. 契約者が物件を受領した日を契約者の対応機器レンタルサービス利用開始日とします。

（契約事項の変更等）

第7条　契約者は、対応機器レンタル契約申込書に記載した住所または連絡先等に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

（対応機器レンタル契約の撤回）

第8条　契約者が物件を受領しない、またはできない状態が一定期間経過した場合、対応機器レンタル契約の承諾を撤回することがあります。

2. 契約者は、契約者が物件を受領した日から 14 日以内に当社所定の方法で物件の返還手続きを完了させることにより、対応機器レンタル契約を撤回することができます。

3. 契約者は、第2項の期間内にユーネクストサービス利用規約第3条に定めるペイパービューサービスまたはペイパーデイサービス等の購入の申し込みを行い、購入の申し込みが完了した場合、その申し込みの撤回はできないものとし、発生した料金を支払うものとします。

（物件の取り扱い等）

第9条　契約者は、当社の指示、物件に付属している取扱説明書および本規約に従い、物件を取り扱うものとします。

2. 契約者は、善良なる管理者の注意をもって物件を利用管理するものとします。

3. 物件の使用に必要な電源および電気等に係る費用は、契約者の負担とします。

（修理・交換）

第10条　契約者は物件に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2. 当社は、前項の通知により物件の故障、毀損等が認められた場合は、当社所定の方法により、正常な物件（以下、「代替品」といいます。）と交換します。契約者は代替品の受領後、速やかに契約者の費用と責任により代替品の設置および設定を行います。

3. 前項において設定する代替品は、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する機器とします。

4. 故障、毀損等が契約者の責による場合には、その修理および交換の費用は、契約者が負担するものとします。

（禁止行為）

第11条　契約者は次の各号の行為を行ってはならないものとします。

（1）　物件を申し込みの際、またはその後に当社に届け出た住所外へ移設すること

（2）　物件を日本国外に持ち出すこと

（3）　物件を譲渡・転貸または担保に供すること

(4) 物件を分解、解析、改造、改変などして、引渡時の原状を変更すること
(5) 物件に内蔵されているプログラムの全部または一部の解析・改造・複製・改変・第三者への売却・譲渡、またはプログラムに関する著作権等を侵害する行為
(6) 物件を商用目的に利用すること、または、物件を利用して、第三者に対して商業行為を行うこと

(権利の承継)

第12条 相続により、対応機器レンタル契約の契約者の地位は相続人に承継されるものとします。

2. 前項の場合、相続人は、速やかに当社が指定する方法により相続の事実および当社の指定する事項を当社に通知しなければなりません。

(対応機器レンタル契約の解約・終了)

第13条 契約者は、対応機器レンタル契約のみを解約することはできません。ユーネクストサービスおよび USEN on フレッツサービスを解約することにより、対応機器レンタル契約も終了するものとします。

2. 対応機器レンタル契約の解約日は、物件が当社所定の方法により返還された日が属する月の末日となります。
3. レンタル料は、解約日の属する月の末日まで発生するものとします。
4. ユーネクストサービス利用規約第 9 条に定めるサービス利用開始日の属する月の末日が対応機器レンタル契約の解約日となる場合、当社は、契約者に対し当社が定める料金表に規定する事務手数料を請求します。
5. 物件が返還された後、当社は、契約者に対し当社が別途定める料金表に規定する集荷手数料を請求します。
6. 当社所定の方法により物件が返還されるまでは、正常に利用しているものとみなし、当社はレンタル料を請求できるものとします。
7. 物件の返還が不可能な場合、契約者は、当社が定める料金表に規定する違約金を支払うことにより対応機器レンタル契約を解約できるものとします。

(契約違反等による解除)

第14条 契約者に次の事由が生じたときは、当社は、何らの催告無しに、対応機器レンタル契約を解除することができるものとします。ただし、対応機器レンタル契約の解除は、当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

(1) 本規約の規定に違反したとき
(2) レンタル料その他の金銭債務について、支払期限を経過してもなお支払わないとき
(3) 契約者の信用、支払能力等に重大な変更を生じたと当社が認めたとき

2. 前項による解除の場合、前条の規定を準用するものとします。

(物件の滅失、紛失、盗難等)

第15条 物件の滅失、紛失、盗難等により、物件の返還が不可能となった場合、契約者は直ちにその旨を当社に通知するものとし、当社が定める料金表に規定する違約金を支払うものとします。

2. 前項の場合、契約者から請求があるときは、当社は契約者に対し、代替品を提供し、対応機器レンタルサービスの提供を継続するものとします。

（責任の範囲）

第16条　当社は、契約者が対応機器レンタルサービスの利用に起因して損害を負うことがあっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

2.　当社は、物件の保守点検、修理等にあたって、物件が接続される契約者の通信機器その他設備に損害を与えた場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

3.　火災、地震、落雷、風水害、その他の天災地変または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による物件の故障、破損または滅失等に関しては、当社は一切の責任を負わないものとします。

4.　契約者による物件の使用または管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

（料金の支払方法）

第17条　契約者は、当社が定める料金表に規定する料金を次の各号に定める方法により支払いを行うものとします。

(1) 当社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い。

(2) その他当社が定める支払い方法。

（レンタル料の請求）

第18条　契約者が支払うレンタル料は、契約者の利用開始日の属する月の翌月から発生します。当社は、レンタル料の日割計算は行いません。

（延滞利息）

第19条　契約者は、当社に対する金銭債務の履行を怠った場合、支払期日の翌日から起算して完済の日まで年 14.5%の割合で算出した延滞利息を支払うものとします。

（対応機器レンタルサービスの終了）

第20条　当社は、契約者に対する一定の予告期間をもって、対応機器レンタルサービスの提供を終了できるものとします。この場合、当社は契約者その他のいかなるものに対していかなる責任も負わないものとします。

（業務委託）

第21条　当社は、対応機器レンタルサービスに係る業務の全部または一部を当社の責任において第三者に委託することができるものとします。

（反社会的勢力に対する表明保証）

第22条　契約者は、対応機器レンタル契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関 係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

2.　契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく対応機器レンタル契約を解除することができるものとします。

(1) 反社会的勢力に属していること

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること

(3) 反社会的勢力を利用していること

⑷ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること

⑸ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること

⑹ 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

(合意管轄)

第23条　当社および契約者は、対応機器レンタルサービス利用に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

（実施期日）

本規約は平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

ユーネクストサービス　料金表

基本チャンネルプラン

区分	名称	金額(税込)	適用
初期費用	視聴登録料	¥6,300	1 契約・初月
月額費用	月額利用料	¥480	1 契約・/月
手数料	事務手数料	¥480	初月解約時

見放題プラン

区分	名称	金額(税込)	適用
初期費用	視聴登録料	¥6,300	1 契約・初月
月額費用	月額利用料	¥2,980	1 契約・/月
手数料	事務手数料	¥2,980	初月解約時

見放題ダブルプラン A

区分	名称	金額(税込)	適用
初期費用	視聴登録料	¥6,300	1 契約・初月
月額費用	月額利用料	¥480	1 契約・/月
手数料	事務手数料	¥480	初月解約時

見放題ダブルプラン B

区分	名称	金額(税込)	適用
初期費用	視聴登録料	¥6,300	1 契約・初月
月額費用	月額利用料	¥980	1 契約・/月
手数料	事務手数料	¥980	初月解約時

見放題ダブルチャンネルプラン A

区分	名称	金額(税込)	適用
初期費用	視聴登録料	¥6,300	1 契約・初月
月額費用	月額利用料	¥960	1 契約・/月
手数料	事務手数料	¥960	初月解約時

見放題ダブルチャンネルプラン B

区分	名称	金額(税込)	適用
初期費用	視聴登録料	¥6,300	1 契約・初月
月額費用	月額利用料	¥1,460	1 契約・/月
手数料	事務手数料	¥1,460	初月解約時

見放題ダブルバリュープラン A

区分	名称	金額(税込)	適用
初期費用	視聴登録料	¥6,300	1 契約・初月
月額費用	月額利用料	¥2,960	1 契約・/月
手数料	事務手数料	¥2,960	初月解約時

見放題ダブルバリュープラン B

区分	名称	金額(税込)	適用
初期費用	視聴登録料	¥6,300	1 契約・初月
月額費用	月額利用料	¥3,460	1 契約・/月
手数料	事務手数料	¥3,460	初月解約時

当社が指定する対応機器を、当社所定の方法にて購入する場合、ユーネクストサービスの月額利用料が、ユーネクストサービス利用開始日の属する月の翌月から起算して 12 ヶ月分無料になります。この場合、お申込できるサービスは、「ビデオ見放題パック（A/B）」または「NEXT×USEN バリューパック」に限られます。

対応機器レンタルサービス　料金表

対応機器レンタル

区分	名称	金額	適用
月額費用	レンタル料	￥500(税込)	1 契約・/月
手数料	集荷手数料	¥2,100(税込)	解約時
	事務手数料	¥500(税込)	初月解約時
違約金	返却不可による違約金	¥31,500(非課税)	返却不可能時